地域指定年度	昭和 47 年
計画策定年度	昭和 49 年
計画見直年度	昭和 56 年
	昭和 60 年
	平成 3 年
	平成 8 年
	平成 14 年
	平成 19 年
	平成 25 年
	令和 元 年
	令和 7 年

亀岡農業振興地域整備計画書

令 和 7年 6 月

京 都 府 亀 岡 市

目　　次　　ページ

はじめに ・・・

はじめに

京阪神の大都市近郊に位置する亀岡市は、利便性に優れた住環境を持つ一方で、府下でも有数の広大な農地を有することから、京都の穀倉地帯として高い農業生産力を誇ってきたところです。

また、こうした立地特性から、省力的な水稲栽培を中心に、比較的小規模な兼業農家が大半を占めており、その農地についても川東地域をはじめとした平坦部にまとまって存在するほか、中山間部から山間部にかけての各集落周辺に点在し、それぞれの地域条件と特性に応じて多様な作物の生産振興が図られています。

しかし、近年の農業を取り巻く情勢は、農業所得の大幅な減少や農業従事者の高齢化、担い手不足、耕作放棄地の増加など多くの課題を抱えています。

こうした課題に対応するため、国においては、令和６年５月に食料・農業・農村基本法が改正され、経済社会の構造変化等に的確に対応し、その持続可能性を最大限高めながら、農業・農村が将来にわたってその役割を適切に担っていけるよう、施策の改革や国民全体による取組を進めていくことを目指すこととされており、具体的には、食料自給率の向上やスマート農業の導入、環境保全型農業の推進、輸出拡大など、多岐にわたる施策を実施することで、我が国の農政の改革が進められることとなっています。

しかし、こうした新たな施策がすべての地域において有効的かつ効果的とは言い切れず、基本的にはそれぞれの地域が有する特性等を見据える中で、地方が主体性を持った地域農政を進めていく必要があります。

このため本市においては、がんばる元気農業のまちづくりを進めるため、農業の経営安定のための売れるものづくりの推進や安全・安心な農産物の生産振興、生産性の高い地域営農体制の確立、６次産業化の推進等を図るとともに、地産地消の推進により、市民の健康のための農業の展開を支援することとします。また、令和３年５月に農林水産省が示した「みどりの食料システム戦略」に基づき、令和５年２月に「オーガニックビレッジ宣言」を行い有機農業の推進を通じて農業に由来する環境負荷の軽減を図ります。それぞれの具体施策の実施にあたっては、農業者、農業関係機関・団体、消費者、行政等が役割分担を行いながら『第４次亀岡市元気農業プラン』の取り組みを進めることとします。

また、農業者の減少や荒廃農地の拡大などの課題解決に取り組むため、集落単位で今後の地域農業の将来の在り方を話し合い、市や農業委員会等の関係機関と策定・実行に取り組んでいる地域計画との整合も図りながら、農用地の利用を推進していくこととします。

第１　農用地利用計画（農用地等として利用すべき土地の区域（農用地区域）及びその区域内にある土地の農業上の用途区分）

１　土地利用区分の方向

（１）土地利用の方向

ア　土地利用の構想

（ア）地域の概況

本市は、京都市の西方約２０ｋｍ、京都府のほぼ中央に位置し、西及び北は南丹市に、南は大阪府高槻市・茨木市・豊能郡に接しています。

地形は、標高５００ｍ～６００ｍ、なかには７００ｍを超す山々に囲まれた盆地で、中央部を流れる桂川（保津川）に沿った平坦地には、ＪＲ嵯峨野線（山陰本線)、国道９号、京都縦貫自動車道などの主要交通網が縦貫しています。

気候は、内陸性で、年平均気温は１４℃～１５℃となっており、年間降水量は、１，５００mm～１，９００mmで、秋から冬にかけて霧が発生することが多いです。

市域内の土地利用は、中央部に商業エリアや住宅地などの既成市街地のほかに、工場適地指定を受けた工業団地等が張り付き、それを取り囲むように農村集落と農用地が広がっており、市域面積２２，４８０ｈａのうち市街化区域が１，０７８．７ｈａ、市街化調整区域が１１，９３１．３ｈａ、その他区域が９，４７０ｈａとなっています。

農業振興地域内の土地利用については、安全・安心な農産物の安定供給に必要な優良農地の保全・確保、並びに農地が有する多面的な機能の維持・向上を図るとともに、元気で活力ある農業を営む場としての快適な農村集落と生産基盤の整備を進めることを基本とします。

農業振興地域内土地利用区分　（単位：ha）

区分 / 年次	農用地		農業用施設用地		森林・原野		住宅地		工業用地		その他		総面積	
	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率
現在(R6)	2,532.1	47%	11.7	0%	100.7	2%	588.8	11%	44.3	1%	2,176.5	40%	5,454.1	100%
目標(R11)	2,540.1	47%	12.1	0%	95.0	2%	588.8	11%	44.3	1%	2,172.3	40%	5,452.6	100%
増減	8.0		0.4		-5.7		0.0		0.0		-4.2		-1.5	

（イ）農用地区域の設定

農業振興地域の整備に関する法律や農地法等において、農業振興地域内の農用地への編入要件を満たす農地の積極的な編入や除外の抑制、農地法第３０条に規定される農地の利用状況調査、農地転用制度の厳格な運用等

が求められており、農業委員会とも連携し、適正に運用することにより優良農地の確保に努めます。

ついては、今後おおむね１０年以上にわたって、農業上の利用を確保していく必要がある集団性・連坦性を有した農地を農用地区域として設定し、積極的な整備を図るとともに適正な保全・活用に努めることとします。一方、自然条件などにより、農業の近代化を図ることが困難な農用地や集落地域に介在する農用地については、農用地区域から除きます。

イ　農用地区域の設定方針

（ア）現況農用地についての農用地区域の設定方針

本市においては、水稲を中心に、麦、大豆、小豆、京野菜、景観形成作物、畜産など、地域特性に応じた多様な農畜産物等の生産振興が図られてきたことから、現況農用地２５３０．７ｈａのうち、次に掲げる農用地２１８．４ｈａを除く約２３１２．３ｈａについて、農用地区域を設定します。

ａ　施設等の整備にかかる農用地（道路新設改良、河川改修及びその他公共用施設用地）：３９．７ｈａ

ｂ　集落内に介在する農用地（該当集落数：１１８集落）：１０３．１ｈａ

ｃ　都市化の進展によって、今後農用地としての存続が困難と予想される市街化区域周辺の農用地：６５．５ｈａ

ｄ　その他：１０．１ｈａ

（ａ）農用地区域への編入について調整が必要な各地区の一部農用地

（ｂ）道路沿線等で開発が進みつつある各地区の農用地

（イ）現況農業用施設用地についての農用地区域の設定方針

本市の現況農業用施設用地のうち、上記（ア）において農用地区域として設定することとした農用地区域に介在または隣接するもので、当該農用地と一体的に保全する必要がある１１．７ｈａについて農用地区域を設定します。

（２）　農業上の土地利用の方向

ア　農用地等の利用方針

農業振興地域内の目標年次における京都府内の農用地面積は３０，８４４ｈａで、市においては2,５８２ｈａとします。この農用地を効率的・効果的に利用した作目の生産振興を図るためには、地域に適した重点作目の産地化に取り組むなど、積極的な土地利用を進めていく必要があります。

イ　用途区分の構想

　用途区分については、土地利用の目標を達成するため、自然条件・土地条件・営農条件等を考慮して、地域特性に応じた生産性の高い土地利用を目指します。

　このため、川東地区（旭町・馬路町・河原林町・千歳町・保津町）、市街化区域との隣接地区（千代川町・大井町・亀岡地区・篠町）、中部地区（曽我部町・薭田野町・吉川町）、西部地区（畑野町・本梅町・宮前町・東本梅町）、南部地区（東別院町・西別院町）の５地区に区分して設定することとします。

　また、平成２６年度から、耕作放棄地を含めた農地の土地利用を計画的に再編し、さらに、担い手への農地の利用集積を進めることにより、生産性の向上と優良農地の確保を図るため、亀岡中部地区国営緊急農地再編整備事業が実施されています。

【川東地区（旭町、馬路町、河原林町、千歳町、保津町）】

　この地区は、桂川（保津川）左岸沿いから三郎ヶ岳・牛松山の傾斜地にかけ広大で平坦な農用地を有していることから、水稲を中心に、麦、大豆、小豆などの土地利用型農業が展開される一方で、乳牛、肉牛等の畜産業も盛んに行われています。

　また、平成１２年度から、効率的な土地利用と生産性の高い農業生産基盤の形成並びに快適な農村集落環境の一体的な整備を目指し、国営農地再編整備事業が実施され、平成２３年度に完了しました。

　以来、大型区画水田を活用した営農活動の継続を基本に、これまでに取り組まれてきた集落営農組織の育成・強化を進めてきましたが、今後さらに、総合的な農業生産基地としての確立を図ることとします。

【市街化区域との隣接地区（千代川町、大井町、亀岡地区、篠町）】

　市街化区域を含むこの地区には、全人口の約７割が居住しています。

　各集落の周辺に広がる比較的平坦な農用地の大半は、土地基盤整備が未整備な状況にありますが、水稲を中心に、聖護院かぶ、聖護院だいこん等の地域特産物が生産されています。また、一部の地域では、麦や大豆の集団栽培にも取り組まれています。

　本地区は、市街化区域に隣接することから、優良農地として保全する区域を明確にして農用地の確保を行うため、一部の地域において土地基盤整備が実施されておりますが、今後さらに整備を進めていき、地域特産物を中心とした集約農業の振興を図るため、「京都ブランド」並びに「亀岡ブランド」農

産物の生産を進める地区とします。

【中部地区（曽我部町、藤田野町、吉川町）】
　この地区は、一級河川の曽我谷川と犬飼川の間に形づくられた扇状地に、川東地区に次ぐ広い農用地を有しており、これまでから計画的な土地基盤整備が進められてきたところです。古くから水稲を中心に、たまねぎ等が生産され、近年では、みず菜や紫ずきん等の作付けが増加するとともに、景観形成作物の栽培による観光農業への取り組みも行われています。
　本地区では、優良農地の保全・活用を促進するため、現在においても一部地域については土地基盤整備が実施されており、今後も順次土地基盤整備を進めるとともに集落営農組織等の育成を行うことにより、地域特性を活かした多様な農作物の生産振興を図る地区とします。

【西部地区（畑野町、本梅町、宮前町、東本梅町）】
　この地区は、半国山のふもとに農用地が連坦する西部盆地の形状をなす中山間地を含んだ地域で、早くから農業振興母体として西部地区農業振興協議会が結成され、地域が一体となって農業生産の向上を目指した取り組みや土地基盤整備を推進しており、地区内農用地４０９．９ｈａの内、既に３３４．３ｈａでほ場整備を終えています。
　これまでから水稲を中心に、麦、大豆等が生産され、最近では、賀茂なすや紫ずきん、酒米等にも取り組まれています。現在、一部の地域で土地基盤整備が実施されておりますが、今後も、さらに整備を進めながら、西部地区農業振興協議会を中心とした生産性の高い広域営農体制の確立に向けて、中核的な担い手農家並びに集落営農組織の育成・強化を進めることにより、地域条件に適した農作物の生産振興を図る地区とします。

【南部地区（東別院町、西別院町）】
　大阪府の北部都市に隣接し、農業と林業を主要産業としてきたこの地区は、中山間地から山間地に点在する限られた農用地の利用効率を高めるため、これまでに一定の土地基盤整備を終えています。水稲を中心に、ブランド京野菜等が生産されているほか、一部の地域では、麦、そば等の作付けも行われ、地域特産物として「犬甘野そば」などの加工品開発に取り組まれています。
　今後においても、本地区の自然条件に応じた農産物・林産物の生産振興を図るとともに、大阪府に隣接する地理的優位性を活かした付加価値産品の開発等を推進することとします。

２　農用地利用計画

別記のとおり（２４ページ～）

第２　農業生産の基盤の整備及び開発に関する計画

１　農業生産基盤の整備及び開発の方向

本市における土地基盤整備の状況は、要ほ場整備面積２３０４．１ｈａのうち１，２９９．５ｈａで実施済みで、整備率は５６．４％となっています。

こうした状況の中で、農業の生産性の向上並びに効率的な農業経営の発展を図り、農業振興を基本とした地域の総合的な活性化を進めるため、今後もほ場整備事業をはじめとした土地基盤整備を推進することとします。

なお、事業実施に当たっては、地域の意向と実情に基づく営農計画との連動を考慮するとともに、集落機能の維持・向上並びに自然環境の保全や生態系等にも配慮する中で、農業の多面的な機能が発揮できるように、それぞれの地域に最も適した整備手法を採用します。

また、農地や農業用水等の資源については、過疎化、高齢化、混住化等の進行に伴う集落機能の低下により、適切な保全管理が難しくなってきていることから、地域における農地・水・環境の良好な保全と質の向上を図るため、地域ぐるみでの効果の高い共同活動と、農業者ぐるみでの先進的な営農活動を一体的かつ総合的に支援し、将来にわたって農業・農村の基盤を支えていくこととします。

さらに、近年は、農業用施設について、経年による老朽化や自然災害による破損が多く見受けられるので、土地改良区など施設管理者のみならず、地域ぐるみの共同活動を通じた維持管理の支援も強化します。

□　地区別開発計画

【川東地区（旭町、馬路町、河原林町、千歳町、保津町)】

広大で平坦な農用地を有するこの地区は、亀岡農業の発展に中核的な役割を担う地域であり、平成１２年度から国営川東地区推進協議会が中心となって、生態系や景観など環境との調和にも配慮する中で、国営農地再編整備事業が推進され、７１３．１ｈａで整備を終えました。

今後も、集落営農組織の育成・強化、さらには法人化等に向けた取り組みを進めます。また、畜産堆肥等の活用による土づくり対策を基本に、環境にやさしい耕畜連携の自然循環型農業の促進を図ります。

【市街化区域との隣接地区（千代川町、大井町、亀岡地区、篠町)】

宅地開発等により都市化の影響を受けるこの地区は、市街化区域内農地の減少が進む一方で、ある程度まとまった農地が存在していることから、これまでに千代川町の今津地区や川関地区、大井町の北金岐地区において小規模

なほ場整備事業を実施してきました。
　本地区においては、市街化区域を中心に道路・河川等の都市基盤の整備が予想されるところですが、一団の農地においては、効率的な営農展開による農業生産性の向上が不可欠であり、担い手への農地の利用集積と集落営農組織の育成・強化を図るため、一部の地域において土地基盤整備が実施されておりますが、今後さらに地域一体的なほ場整備事業を推進し、優良農地の保全・確保を行います。

【中部地区（曽我部町、薙田野町、吉川町）】
　川東地区に次ぐ高い農業生産力を有するこの地区は、これまでに多様な土地基盤整備事業を実施してきたことから、地区内農用地面積５０４．４ｈａの内、既に１０９．５ｈａで整備を終えています。
　今後においても、効率的な営農展開による農業生産性の向上が不可欠であり、担い手への農地の利用集積と集落営農組織の育成・強化を図るため、一部の地域において土地基盤整備が実施されておりますが、今後さらに地域一体的なほ場整備事業を推進し、優良農地の保全・確保を行います。

【西部地区（畑野町、本梅町、宮前町、東本梅町）】
　中山間地を抱えるものの、多くの優良農地を有するこの地区は、比較的早期から土地基盤整備事業に取り組んできたことから、地区内農用地面積４０９．９ｈａの内、既に３３４．３ｈａで整備を終えています。
　今後においては、効率的な営農展開による農業生産性の向上が不可欠であり、担い手への農地の利用集積と集落営農組織の育成・強化を図るため、一部の地域において土地基盤整備が実施されておりますが、今後さらに地域一体的なほ場整備事業を推進し、優良農地の保全・確保を行います。

【南部地区（東別院町、西別院町）】
　中山間地から山間地に位置し、棚田形状の農地を有するこの地区は、西別院町の犬甘野地区・下ノ谷地区においてほ場整備事業が完了しており、そばの集団栽培等による農業が展開されています。また、東別院町においても、６３．７ｈａでほ場整備事業が完了し、残る未整備田の土地基盤整備を推進するとともに整備された農地が農地として有効に活用される仕組みづくりを目指します。

２　農業生産基盤整備開発計画

＊　農業生産基盤整備開発計画（別表２）

３　森林の整備その他林業の振興との関連

本市は、市域面積の６７．９％を森林が占めていることから、木材の生産や製材等が盛んに行われてきましたが、今日の木材価格の低迷やエネルギーの転換等により、森林の健全な管理・育成が阻害されている状況にあります。しかし、一方では水資源のかん養、国土の保全、生態系の維持などの多様な機能のほか、環境保全の観点からも森林への関心が高まってきています。

今後においても、森林が有する機能が総合的に発揮できるように、「亀岡市森林整備計画」に基づく適正な管理・育成を行うこととし、関係機関との連携による造林・保育・間伐等の森林保全や、林道・作業道等の基盤整備を計画的に推進します。

４　他事業との関連

ほ場整備事業などの農業生産基盤整備に関連する河川、道路等の整備については、関係機関等と十分協議を行う中で、整合性が確保できるよう対応します。

第３　農用地等の保全に関する計画

１　農用地等の保全の方向

桂川（保津川）をはじめ桂川（保津川）に流入する支流の流域を中心に、兼業農家による水稲を主体とした土地利用型農業が行われていますが、高齢化の進行による労働力不足などにより、農用地の遊休化や耕作放棄地の発生・増加が懸念される状況にあります。

農地は、農業生産にとって最も基礎となる資源であることから、継続した生産活動が展開されるよう対応していく必要があり、また、将来にわたって安全で安心な農産物等を安定的に供給していくためにも、無秩序な土地利用や耕作放棄等による農用地のかい廃を防止し、営農に適した良好な状態で保全・確保していくことが重要となります。

このため、計画的な農業生産基盤の整備を進める一方で、経営所得安定対策等を活用し、農用地の流動化や農作業受委託等を含めた集落営農の組織強化に取り組むことにより、農業上の利用の増進を図る農地についての利用集積を促進し、麦、大豆をはじめ、地域特性を活かした振興作物や景観形成作物等の栽培に努めることとします。

また、農地の有する環境保全や農村景観の形成、保水機能など農業生産活動以外の多面的な機能についても、多面的機能支払交付金等を活用した共同活動等を通じて地域住民への理解を深めていくこととします。

２　農用地等保全整備計画

耕作放棄地等の発生を未然に防止し、農用地を健全な状態で保全していくためには、その要因となる土地条件の改善を図るとともに、土地利用が継続できる営農活動を展開していく必要があります。

このため、第２の２の「農業生産基盤整備開発計画」に基づき、農用地等の保全整備を推進するとともに、集落営農組織の組織体制を確立していくこととします。

３　農用地等の保全のための活動

高齢化等による農業従事者の減少に対応するとともに、耕作放棄や遊休化による農用地の機能低下を未然に防止するため、農業上の利用の増進を図る農地については、集落営農組織等の担い手への利用集積を通じて農地の流動化を推進することとします。

このため、認定農業者をはじめ集落営農組織の育成・強化を図るとともに、

農地の継続した有効活用が促進できるよう、地域条件に応じた振興作物等の栽培に取り組むこととします。
　また、多面的機能支払交付金、中山間地域における中山間地域等直接支払制度等の取り組みを進めることにより、農用地の多面的な機能の保全・向上や鳥獣被害の防止等の対策を実施してきておりますが、今後もさらに積極的に、農業生産の持続性を維持しながら農地の保全を図ることとします。

４　森林の整備その他林業の振興との関連

　森林が有する国土の保全や水源のかん養等の多面的な機能を、総合的かつ高度に発揮させるため、適正な森林施業の実施により健全な森林資源の維持増進を図ることとします。
　また、近年多発する有害鳥獣による農業被害を軽減するために、野生鳥獣の生息域と農地との間に緩衝帯を設けるとともに、地元農家や亀岡猟友会との連携を強化します。

第４　農業経営基盤の規模拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進に関する計画

本市の農家一戸あたりの平均経営耕地面積は約９７ａと小規模で、経営耕地面積２ｈａ未満の農家が全農家の９４％を占めており、京都市等の大都市に隣接する地域特性から、兼業農家による水稲栽培を主体とした土地利用型農業を中心に展開されてきました。

これまで、農地の資産的保有の傾向が強く、農地の利用集積による経営規模の拡大等は進みにくい状況にありましたが、最近になって農業従事者の高齢化の進行や世代交代、新規就農者の就農等を契機として、農地の流動化が進みつつあります。

こうしたことから、農地中間管理事業を活用しながら、経営規模の拡大等に意欲のある認定農業者や集落営農組織への利用集積を進め、農用地の効率的な利用を図ることとします。

１　農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向

（１）効率的かつ安定的な農業経営の目標

本市の農業が魅力ある産業として発展していくためには、都市近郊に位置する恵まれた立地条件を活かし、消費者の志向を踏まえた作物を、安定的かつ継続的に生産できる営農システムを確立していく必要があります。

このため、他産業と同等の労働時間で同等の所得が確保できるよう、効率的で安定的な農業を展開する認定農業者や集落営農組織の経営強化に向けて、側面的な支援を行うこととします。

農業経営の目標としては、「亀岡市農業経営基盤強化促進基本構想」の中で、おおむね１０年後の農業経営の発展の目標を明らかにしており、具体的には、本市及び周辺市町村における優良な経営の事例を踏まえ、農業を主業とする農業者が、地域における他産業従事者並の生涯所得に相当する年間農業所得（主たる農業従事者一人当たり４００万円程度)、年間労働時間（同２，０００時間程度）の水準を実現できるものとし、主要な営農類型を定めて推進することとします。

（２）農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向

安定的な兼業農家の家族経営と地域営農組織などが連携した営農システムの確立に向け、地域の有する特性を活かした低コストで効率的な生産体制を目指した取り組みを進めることによって、農用地の効率的かつ総合的な利用を図ることとします。

ア　農用地の流動化の推進

農地利用集積円滑化事業等により積極的な農地の集積と集団化を進め、効率的な農地の利用を図ります。

イ　農業生産組織の育成

コストの低減等による安定した農業経営の確立に向けて、農作業の受委託を含めた集落営農組織の育成・強化を積極的に支援することにより、耕作放棄地等の発生を未然に防止するとともに、農地の有効利用並びに農作業の効率化を促進することとします。

２　農業経営の規模拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進を図るための方策

農業経営の規模拡大を進めるためには、認定農業者や認定農業者を核とする生産組織等の育成が重要となります。

このため、地域農業の中核的な担い手の規模拡大、並びに集落営農組織の育成・強化を支援することにより、農用地の効率的な利用促進に向けた農地の流動化を推進します。

（１）農用地の流動化の推進

認定農業者など地域農業の担い手への農地の利用集積を促進し、経営規模拡大による土地利用型農業の低コスト化を進めます。また、農用地の効率的な利用を図るため、農地利用集積円滑化事業等を活用し、関係機関と連携を図る中で利用権の設定や農作業の受委託などの農地流動化を推進します。

（２）農業生産組織の育成

地域農業の担い手となる認定農業者の育成と規模拡大を支援するため、制度の周知・啓発に努めるとともに、農用地の利用集積や経営の向上・改善に関する研修会等を開催します。また、効率的な生産活動と安定した経営体制の確立に向け、集落営農組織の育成・強化を図ることとします。

（３）環境にやさしい農業の推進

令和５年２月に行った「オーガニックビレッジ宣言」に基づき、有機農業の推進を通じて農業に由来する環境負荷の低減を図ることにより、亀岡市における持続可能な農業の実現を目指します。

環境への負荷の軽減による、安全・安心な農産物に対する消費者需要の高まりに対応するため、畜産農家と耕種農家の連携による、地域の資源を有効利用した堆肥生産と土づくり対策を通じた土壌改良、農業用資材の脱プラスチック化に向けた取り組みの推進など、環境にやさしい農業を進めます。

このため、農薬や化学肥料の低減による先進的な営農活動（有機農業等）への支援やみどり認定の取得の促進に取り組むとともに、その基盤である土づくりセンターの設備及び機能の維持・充実を図ります。

３　森林の整備その他林業の振興との関連

本市の森林面積は、市域の６７．９％にあたる１５，２６７ｈａを占めていますが、低価格の外材の輸入増加、木材価格の低迷、林業労働者の高齢化など、林業を取り巻く情勢は厳しい状況にあります。こうした中で、地域の実態に応じた林業施策を推進するため、国の「森林・林業基本計画」に基づいて「亀岡市森林整備計画」を策定し、林道の整備、造林・保育等を総合的かつ計画的に進めることにより、豊かな環境づくりと魅力ある農山村地域の形成を図ります。

第５　農業の近代化のための施設の整備に関する計画

１　農業近代化施設の整備の方向

本市は、京阪神の大都市近郊に位置する利便性に優れた住環境を持つ一方、府下でも有数の広大な農地を有することから、省力的な水稲栽培を中心に、麦、大豆、小豆、京野菜、地産地消作物、畜産などの生産振興が図られてきたところです。

しかし、農業を取り巻く情勢は、農業従事者の減少や高齢化、担い手等の後継者不足、農産物価格の下落による農業所得の低下など多くの課題を抱えており、本市農業の持続的な発展につなげていくためには、自然条件や立地条件に恵まれた優位性を活かした取り組みを進めていく必要があります。

このため、安定的な兼業農家の家族経営と地域営農組織などが連携した、低コストで効率的な営農システム（ＩＣＴを利用したスマート農業）の確立を目指すとともに、先進的で高収益な農業経営が行える個別経営体や組織経営体を育成・確保することとします。

なお、施設整備等に当たっては、トラクターやコンバイン等の小・中型機械については、集落又は町の営農組織等農業集団で、また、穀物乾燥調製等については、ＪＡや農業法人等で対応することを基本とします。

（１）地区別整備計画

【川東地区（旭町、馬路町、河原林町、千歳町、保津町)】

広域で平坦な優良農地が連坦する本地区は、水稲をはじめ、麦、大豆等の土地利用型農業を推進するため、平成２３年度に事業完了した国営農地再編整備事業の整備により道路網の整備や広域受益施設の適正な配置がされており、本市の農業拠点地区にふさわしい農業振興を図る地区としています。また、畜産堆肥等を活用した土づくり対策を通じて、環境に配慮した自然循環型農業を推進します。

【市街化区域との隣接地区（千代川町、大井町、亀岡地区、篠町）

市街化区域の周辺部において、水稲をはじめとした土地利用型作物を中心に作付けが行われている本地区の特性を考慮し、共同利用機械や集出荷施設等の適正な配置を進めることとします。大型施設等の整備については、道路網を活用し他の地区の施設を利用することとします。

また、亀岡地区内にある亀岡市食肉センターについて、ＨＡＣＣＰの取り組みに伴う設備及び機能の維持・充実を図り、「亀岡牛」のブランド化を進める中で、飼料用米・ＷＣＳの栽培を進め、本市内の耕畜連携農業の促進を

図ります。

【中部地区（曽我部町、葮田野町、吉川町）】
　市街化区域との隣接地区と南部地区の間に位置する本地区は、国道、府道等の主要幹線道路によって連絡されていることから、この３つの地区を受益とする広域受益施設の整備を図ることとします。また、当地区に計画されている土地基盤整備事業に併せて集落区域内の機械・施設を整備することにより、土地利用型農業の省力化と野菜等の集約的農業の振興を促進します。

【西部地区（畑野町、本梅町、宮前町、東本梅町）】
　広域的な営農振興に取り組んでいる本地区は、農用地利用計画の樹立や協議を行う西部地区農業構造改善センターが既に設置されており、これまでに一定の施設等の適正配置は完了しています。

【南部地区（東別院町、西別院町）】
　中山間地から山間地に位置し、地理的条件に恵まれない本地区は、中部地区に設置した農業拠点施設の利用を通じて土地利用型作物の低コスト化を推進するとともに、限られた農用地の高度利用や林業と一体となった複合経営の確立に向けて、必要な施設等の適正配置を進めます。

＊　農業近代化施設整備計画（別表３）

（２）作物別の推進方向

ア　水稲
　生産者及び生産者団体による主体的な生産計画の策定を基本とする中で、消費圏にある立地条件を活かして、「売れる米づくり」を推進するため、需要に応じた品種の作付けや品質向上、トレーサビリティシステムの確立により「安全・安心でおいしい米づくり」を一層強化するとともに、集落営農組織の法人化等を推進することにより、経営の合理化等を図ることとします。

イ　麦
　生産者の意向や地域特性に応じた生産計画の策定と生産調整の実施を基本とする中で、農地の有効利用を促進する主要作物として生産振興を図ることとし、集団作付けにより均一的な栽培管理と省力化・低コスト化を進めます。

ウ　大豆

麦と並ぶ土地利用型作物として、集団栽培を基本とした作付けが行われているが、実需者の求める高品質で安全・安心な大豆が確保できるよう、均一的な栽培管理技術の向上による高収量化を図るとともに、省力化・低コスト化を進めます。

エ　小豆

品質が良く需要も拡大傾向にあることから、機械化一貫体系による省力生産を基本に、新たな地域特産品としての産地拡大を進めている作物であり、地域輪作体系の確立により持続的な生産振興が図れるよう取り組みます。

オ　京野菜等

京都の伝統野菜等としてブランド指定を受けている、みず菜、賀茂なす、えびいも、聖護院かぶ、聖護院だいこん、京夏ずきん、紫ずきんについては、安全・安心はもとより、品質向上と生産拡大に向けてさらなる栽培技術の向上等に努めるとともに、認証品目が拡大されるよう取り組みます。

また、京のブランド産品である丹波くりについて、大粒で高品質なくりの需要が根強いことから、生産振興、生産拡大に努めていきます。

カ　地産地消作物

都市近郊の立地条件を生かした「生産者の顔の見える生産」を基本に、多様な担い手による地産地消作物の生産振興を図ることとしています。また、直売等も含めて少量多品目生産を進め、消費者の志向に対応できるよう環境にやさしい生産技術の導入等に努めます。

キ　景観形成作物

都市農村交流の促進や観光振興によるまちのにぎわい創出を図るとともに、耕作放棄地等の発生防止や解消、また、農地が農地として有効活用できるよう、地域の主体的な取り組みを基本としてひまわり、コスモス、ききょう、菜の花等の景観形成作物の栽培を進めます。

ク　畜産

これまでから、肉用牛をはじめ乳牛、豚、鶏などの飼養が盛んに行われており、今後においても「亀岡市酪農・肉用牛生産近代化計画」等に基づき、コストの低減や省力化の推進等による経営強化を進めることにより、消費者ニーズに応じた畜産物の生産振興を図ります。また、安全で安心な亀岡牛の流通を目指し、ＨＡＣＣＰへの取組を推進するとともに、商店街等との連携による情報発信を行い、「亀岡牛」のブランド化を進めます。

第６　農業を担うべき者を育成・確保するための施設の整備に関する計画

１　農業を担うべき者の育成・確保施設の整備の方向

多様な役割を担う農業の持続的な発展につなげていくためには、自然条件や立地条件に恵まれた本市の優位性を活かした取り組みを進めていく必要があります。

このため、「第４次亀岡市元気農業プラン」に掲げた『営農組織と人材の育成』に向けて、行政、農業者、農業関係機関・団体、消費者等の役割分担のもとに、総合的かつ計画的な施策の推進を図ることとしています。

２　農業を担うべき者のための支援の活動

（１）多様な担い手の育成

食生活の変化に柔軟に対応し、消費者の嗜好を踏まえた作物を安定的かつ継続的に生産していくためには、安定的な兼業農家による家族経営と地域営農組織などが連携した、低コストで効率的な営農システム（ＩＣＴを利用したスマート農業）の確立に向けた取り組みを進める必要があります。

このため、「亀岡地域農業再生協議会」が中心となって、地域の実情に応じた農業生産体制の構築に向けた誘導を図るとともに、女性や高齢者等の地域農業を支える多様な担い手の活用と能力発揮を支援することとします。

さらに、新規就農者の確保・育成のための若い農業者に対する支援、農機シェア等の新規就農を後押しする施策の積極的展開や、地域の中核的な担い手となる認定農業者の発掘、農業経営法人化に向けた事業の実施を進めていくこととします。

（２）専業農業者の育成

農業が産業として発展していくためには、意欲のある農業者が、他産業と同等の労働時間で、同等の所得を確保できる経営体制を確立する必要があります。

このため、「亀岡地域農業再生協議会」が中心となって、中核的な担い手の育成並びに集落営農組織の受託組織化や法人化を多角的に支援することにより、効率的かつ安定的な地域農業を展開していくこととします。

（３）都市農村交流の促進

中山間地域をはじめとする農村集落においては、高齢化や過疎化が他の地域と比べて進行していることから、地域の活力や人のつながりが弱まりつつあります。

このため、本市の地域資源や立地特性を活かした取り組みとして、観光客、修学旅行生等を対象にした体験型ツーリズムの推進など、食と農を通じ

た都市農村交流を促進することにより、農業・農村への理解を深めるとともに、にぎわいと活力のある農村地域社会の構築を進めます。

（４）食農教育の推進

健全な食生活に対する意識が高まる中で、消費者ニーズに対応した農産物の生産振興を図る一方で、地産地消をキーワードとした健康づくりと食育を推進していく必要があります。

このため、食・農・健康に関する積極的な情報発信をはじめ、朝市等の直売所における地域食材の提供機会の充実や、学校給食等での地域食材の利用促進を図るとともに、地域や家庭などにおける食育の推進、地域の伝統や食文化の継承など、多様な取り組みを展開することとします。

さらに、地元産食材のＰＲと６次産業化による加工開発、販売に係る支援を行うことで、食と農について考えるきっかけ作りを推進します。

第７　農業従事者の安定的な就業の促進に関する計画

１　農業従事者の安定的な就業の促進の目標

本市は、京都市等の大都市に隣接した立地条件を有するとともに、交通網の整備も進んできたことから、農業従事者等の就業機会には比較的恵まれており、農家戸数２，１５３戸のうち、自給的農家及び兼業農家は１，８４１戸で８５．５％を占めています。

今後、本市の農業・農村を発展させていくためには、地域の実態に応じて、認定農業者等の個別経営体の育成・確保や兼業農家と地域営農組織などが連携した営農システムを確立することにより、農用地の流動化の促進等を通じた経営規模の拡大と生産コストの低減を図っていく必要があります。

このため、高齢者や女性を含む比較的小規模な兼業農家についても、地域農業を支える一員として継続した活動が行えるよう、地産地消作物の栽培、農産物の加工や直売、伝統文化の保存・継承などに就労できる組織づくりを目標とします。

２　農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策

農業の中核を担う意欲ある認定農業者等については、利用権の設定や農地の流動化等による規模拡大を図るほか、省力・低コスト化生産技術の向上により所得確保を図ることします。

また、都市近郊の立地特性に加えて、ＪＲ嵯峨野線の複線化や京都縦貫自動車道が大山崎町から京丹後市まで開通したことをはじめとした主要道路網の整備が進んだことから、近隣都市での就業機会が確保されるとともに、区画整理等による企業立地環境の整備と積極的な企業誘致を進め、市内における就業機会を確保することにより、兼業農家の雇用の安定を図ります。

さらに、既存企業についても、千歳町に新たに建設された木材加工施設において、近隣の兼業農家の積極的な雇用を実施することで、川東地域を中心とした安定的な就業の促進を図ります。

３　森林の整備その他林業の振興との関連

農閑期の余剰労働力を林業労働力として確保し、未利用林産資源の有効活用を促進するなど就業の場を拡大します。

また、千歳町に整備した上記木材加工施設を農業従事者の就業の場として活用し、併せて加工施設の人材を確保することにより、亀岡市内産・京都府内産の木材の利用促進を図ります。

＜整備施設＞

施設の種類	位置及び規模	受益の範囲	備考
木材加工施設	千歳町 面積　約１９，０００㎡	亀岡市全域	

第８　農業従事者の良好な生活環境を確保するための施設の整備に関する計画

１　生活環境施設の整備の目標

市街化区域周辺に広がる農村集落は、食料生産としての役割だけでなく多様な機能を有していることから、ゆとりや安らぎなどを重視する価値観の変化等を背景に期待や関心が高まってきています。また、道路や下水等の生活関連施設の整備によって住環境が向上する一方で、農家戸数の減少や高齢化の進行、混住化や過疎化等によりコミュニティ機能が低下しつつあります。

こうした状況を踏まえ、地域住民の主体的な参画と協働を基本に、誰もが安全に、安心して暮らせる環境づくりを進めるため、生活に密着した施設等を中心に計画的な整備を行うこととします。

特に、農業においては、地域の実態に応じた集落合意に基づく営農活動が展開できるよう、集落営農組織等の育成・強化を図るとともに、都市と農村との交流の促進等による地域の活性化を推進することとします。

なお、施設整備にあたっては、農地利用計画との整合を図り、優良農地の保全に十分配慮することとします。

２　生活環境施設整備計画

川東地域で進められていた、集落排水事業が完了し、曽我部町・薭田野町で進められていた下水道整備も完了しました。今後も、土地整備基盤整備事業等により計画された農村公園や営農施設等の整備を進めます。

３　森林の整備その他林業の振興との関連

広大な森林面積を有することから、市民の交流促進や健康増進など親しみを持った利活用が行える場としての整備を図ります。

別表1　地区別用途区分内容

（単位：ha）

区分 / 地区	農地			採草放牧地			混牧林地			農業用施設用地			計			森林・原野等
	変更前	変更後	増減	変更前	変更後	増減	変更前	変更後	増減	変更前	変更後	増減	変更前	変更後	増減	現況
1 川東地区	773.9	772.6	△ 1.3	－	－	－	－	－	－	4.9	4.9	0.0	778.8	777.5	△ 1.3	0.0
2 市街化区域隣接地区	434.4	435.5	1.1	－	－	－	－	－	－	2.1	2.1	0.0	436.5	437.6	1.1	0.0
3 中部地区	501.5	501.7	0.2	－	－	－	－	－	－	2.1	2.1	0.0	503.6	503.8	0.2	0.0
4 西部地区	413.2	409.9	△ 3.4	－	－	－	－	－	－	1.2	1.2	0.0	414.5	411.1	△ 3.4	0.0
5 南部地区	201.1	198.1	△ 2.9	－	－	－	－	－	－	0.5	0.5	0.0	201.6	198.7	△ 2.9	0.0
計	2,324.1	2,317.8	△ 6.3	－	－	－	－	－	－	10.9	10.9	0.0	2,335.0	2,328.7	△ 6.3	0.0

別表2　農業生産基盤整備開発計画

事業の種類	事業の概要			受益の範囲		備　考（事業名等）
	事業内容	規模・地区		受益地区	面積	
区画整理	区画整理	177.3　ha	曽我部	C－1	177.3　ha	国営緊急農地再編整備事業
	区画整理	24.2　ha	佐伯	C－2	24.2　ha	国営緊急農地再編整備事業
	区画整理	67.7　ha	桂川西	B－1, B－2	67.7　ha	国営緊急農地再編整備事業
	区画整理	60.2　ha	本梅	D－2	60.2　ha	国営緊急農地再編整備事業
	区画整理	75.6　ha	千代川	B－1	75.6　ha	国営緊急農地再編整備事業
	区画整理	40.4　ha	余部･安町	B－3	40.4　ha	国営緊急農地再編整備事業

別表3　農業近代化施設整備計画書

地区	施設の種類	機械・施設等の規模		受益の範囲			備考
				受益地区	面積(ha)	戸数	
曽我部	共同栽培管理施設	トラクター	5台	C－1	175.9	280	
		汎用コンバイン	2台				
		田植機	3台				
		刈払機	10台				
		動力散布機	3台				
		トラック	13台				
		小豆乾燥機	4台				
佐伯	共同栽培管理施設	トラクター	1台	C－2	25.7	103	
		汎用コンバイン	1台				
		田植機	1台				
		刈払機	2台				
		動力散布機	1台				
		トラック	2台				
		小豆乾燥機	1台				
本梅	共同栽培管理施設	トラクター	2台	D－2	58.6	133	
		汎用コンバイン	1台				
		田植機	1台				
		刈払機	4台				
		動力散布機	1台				
		トラック	5台				
		小豆乾燥機	2台				
桂川西	共同栽培管理施設	トラクター	2台	B－1，B－2	67.4	190	
		汎用コンバイン	1台				
		田植機	1台				
		刈払機	4台				
		動力散布機	1台				
		トラック	5台				
		小豆乾燥機	2台				
千代川	共同栽培管理施設	トラクター	2台	B－1	76.1	176	
		汎用コンバイン	1台				
		田植機	1台				
		刈払機	4台				
		動力散布機	1台				
		トラック	5台				
		小豆乾燥機	2台				
余部・安町	共同栽培管理施設	トラクター	2台	B－3	40.3	101	
		汎用コンバイン	1台				
		田植機	1台				
		刈払機	3台				
		動力散布機	1台				
		トラック	4台				
		小豆乾燥機	1台				